



令和6年度決算見込みを踏まえた歳入歳出予算の補正

1 事業名

【歳入予算】市民税 他2税目等（3のとおり）

【歳出予算】人事管理事業 他54事業（別紙のとおり）

2 補正予算の理由・内容

令和6年度の決算見込みを踏まえ、一定の不用額が見込まれる歳出予算を減額する（③・④）とともに、減額する歳出予算に対応する特定財源（歳入予算）の補正（①）を行います。

また、歳入予算のうち、増減が見込まれる一般財源（市税等）（②）の補正を行います。

なお、①～④の補正により生じる財源等を活用して公共施設等再整備基金への積立を行い、積み立てた基金は、その一部を令和7年度当初予算において活用します。

区分	補正の考え方
歳入	① 歳出予算の補正③・④に伴うもの（補正する歳出予算の特定財源である歳入予算）
	② 増額又は減額が見込まれる一般財源（市税等）
歳出	③ 令和6年度の取組が完了し、100千円以上の不用額があるもの
	④ 令和6年度の取組は完了していないが、5,000千円以上の不用額が見込まれるもの

3 補正予算の積算

区分	内容	補正予算額	
歳入	① 歳出予算の減額補正（③・④）に伴うもの	▲361,243千円	A
	②-1 市民税（個人市民税所得割）の定額減税による減収	▲499,420千円	B
	-2 定額減税以外の市税（市民税、固定資産税、都市計画税）の増収	+440,000千円	C
	-3 定額減税減収補填特例交付金（定額減税に伴う減収補填）	+499,420千円	D
歳出	③・④ 不用見込額の減額（全55事業）	▲505,824千円	E

4 補正予算額

①・②	決算見込みを踏まえた歳入予算の補正（A+B+C+D）	78,757千円
③・④	// 歳出予算の補正（E）	▲505,824千円

■決算見込みを踏まえた歳出予算の減額補正

(単位：千円)

▲ 505,824

	所属CD	課名	款	項	目	事業名	歳出補正額 (千円)
1	'152000	職員課	02	01	01	人事管理事業	▲ 179
2	'101300	シティプロモーション課	02	01	02	広報紙等発行事業	▲ 5,500
3	'151000	総務課	02	01	05	庁舎維持管理事業	▲ 1,848
4	'551000	地域振興課（北川辺）	02	01	07	渡良瀬遊水地まつり開催事業	▲ 1,040
5	'102000	市民協働推進課	02	01	07	地域市民活動促進事業	▲ 397
6	'102000	市民協働推進課	02	01	09	自治協力団体活動促進事業	▲ 2,275
7	'102000	市民協働推進課	02	01	09	コミュニティ推進事業	▲ 1,400
8	'252000	観光振興課	02	01	09	市民まつり開催事業	▲ 2,680
9	'201000	環境政策課	02	01	12	鳥獣対策推進事業	▲ 1,608
10	'201000	環境政策課	02	01	12	浄化槽転換促進事業	▲ 10,146
11	'252000	観光振興課	02	01	17	市民平和祭開催事業	▲ 3,333
12	'155000	税務課	02	02	02	市県民税賦課事業	▲ 845
13	'155000	税務課	02	02	02	固定資産税賦課事業	▲ 4,653
14	'154500	市民課	02	03	01	マイナンバーカード交付等事業	▲ 1,410
15	'154500	市民課	02	03	01	戸籍住民基本台帳事業	▲ 13,178
16	'851000	選挙管理委員会	02	04	03	衆議院議員総選挙執行事業	▲ 7,732
17	'304000	高齢介護課	03	01	06	敬老祝金支給事業	▲ 3,000
18	'304000	高齢介護課	03	01	06	敬老会助成事業	▲ 207
19	'273000	こども保育課	03	02	01	民間保育所助成事業	▲ 537
20	'273000	こども保育課	03	02	01	公立放課後児童健全育成事業	▲ 12,984
21	'272000	子育て支援課	03	02	02	児童手当支給事業	▲ 32,425
22	'272000	子育て支援課	03	02	02	児童扶養手当支給事業	▲ 33,440
23	'273000	こども保育課	03	02	03	公立保育所施設整備事業	▲ 33,935
24	'350700	いきいき健康医療課	04	01	01	熱中症予防事業	▲ 4,629
25	'350700	いきいき健康医療課	04	01	02	新型コロナウイルスワクチン接種事業	▲ 78,020
26	'350700	いきいき健康医療課	04	01	02	後期高齢者健康診査事業	▲ 431
27	'201000	環境政策課	04	01	03	地域衛生協働事業	▲ 193
28	'202000	資源リサイクル課	04	01	03	リサイクル協働事業	▲ 1,742
29	'202000	資源リサイクル課	04	02	02	ごみ焼却施設基幹改良事業	▲ 7,524
30	'253000	農業振興課	06	01	03	加須の農業PR事業	▲ 350
31	'253000	農業振興課	06	01	03	花・植木振興事業	▲ 100
32	'253000	農業振興課	06	01	03	農業公社支援事業	▲ 2,385
33	'554000	農政建設課（北川辺）	06	01	05	北川辺排水機場大規模修繕事業	▲ 14,007
34	'405000	治水課	06	01	05	幹線用排水路改修事業	▲ 7,000
35	'405000	治水課	06	01	05	枝線用排水路改修事業	▲ 9,500
36	'251000	産業振興課	07	01	02	産業チャレンジ支援事業	▲ 1,350

	所属CD	課名	款	項	目	事業名	歳出補正額 (千円)
37	'251000	産業振興課	07	01	02	市（いち）の開催促進事業	▲ 228
38	'252000	観光振興課	07	01	03	観光資源活用事業	▲ 136
39	'252000	観光振興課	07	01	03	観光サイクリング推進事業	▲ 189
40	'404000	道路公園課	08	02	02	道路維持管理事業	▲ 83,430
41	'604000	農政建設課（大利根）	08	02	03	野中まちづくりプラン整備推進事業	▲ 419
42	'404000	道路公園課	08	02	03	生活道路新設改良事業	▲ 9,953
43	'404000	道路公園課	08	02	03	生活道路側溝事業	▲ 4,878
44	'404000	道路公園課	08	02	04	橋りょう維持改良事業	▲ 7,000
45	'203000	危機管理防災課	09	01	02	消防団活動事業	▲ 266
46	'203000	危機管理防災課	09	01	04	大規模水害広域避難対策事業	▲ 409
47	'203000	危機管理防災課	09	01	04	震災対策訓練事業	▲ 175
48	'203000	危機管理防災課	09	01	04	防災情報機器管理運営事業	▲ 1,375
49	'203000	危機管理防災課	09	01	04	避難場所整備事業	▲ 581
50	'751000	教育総務課	10	02	01	小学校管理運営事業	▲ 19,400
51	'751000	教育総務課	10	02	01	小学校施設整備事業	▲ 39,383
52	'801000	学校教育課	10	02	02	小学校就学援助事業	▲ 10,000
53	'751000	教育総務課	10	03	01	中学校管理運営事業	▲ 5,200
54	'801000	学校教育課	10	03	02	中学校就学援助事業	▲ 7,500
55	'754000	図書館課	10	05	02	図書館管理運営事業	▲ 13,319



公共施設等再整備基金等への積立

1 事業名

- ①公共施設等再整備基金事業
- ②財政調整基金・市債管理基金事業
- ③水と緑と文化のまちづくり基金事業

2 補正予算の理由・内容

令和 6 年度決算見込みを踏まえた補正（歳入予算の増額補正、歳出予算の減額補正）等により生じる財源等を活用して、公共施設等再整備基金への積立を行うための経費を措置するとともに、金利の上昇により、基金利子の増加が見込まれることから、各基金の利子分の積立に係る経費を併せて措置するものです。

なお、積み立てた基金は、その一部を令和 7 年度当初予算において活用するとともに、残額については、将来の財政需要へ対応するために活用します。

3 補正予算の積算

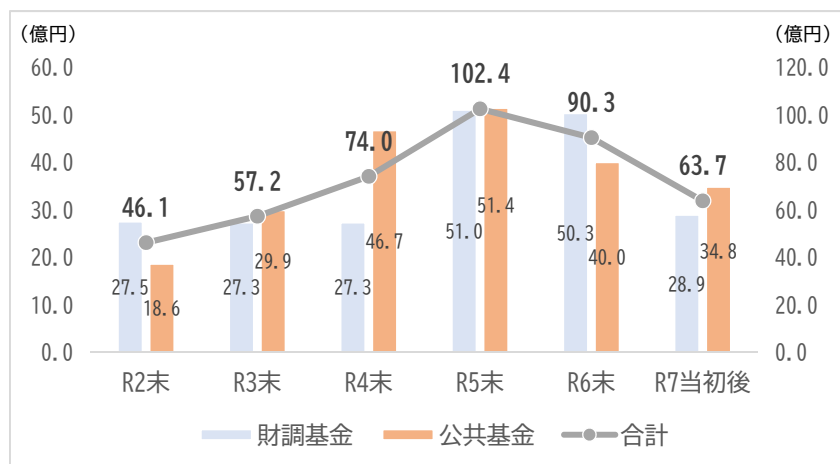
事業	内容	補正予算額
①	公共施設等再整備基金への元金積立	184,329千円
	// 利子積立	1,815千円
②	財政調整基金への利子積立	1,056千円
③	水と緑と文化のまちづくり基金への利子積立	114千円

4 補正予算額

①公共施設等再整備基金事業	186,144千円
②財政調整基金・市債管理基金事業	1,056千円
③水と緑と文化のまちづくり基金事業	114千円

5 特記事項

< 公共施設等再整備基金残高及び財政調整基金残高の推移・見込 >



※ 令和 7 年度当初予算における基金繰入金見込を含む。

公共施設等再整備基金繰入金：525,014千円 財政調整基金繰入金：2,146,928千円

[問合せ] ①・②総合政策部財政課 ☎0480-62-1111 (内線321) ✉zaisei@city.kazo.lg.jp
③総合政策部政策調整課 ☎0480-62-1111 (内線317) ✉seisaku@city.kazo.lg.jp

空調設備（冷却塔及び自動制御機器等）更新工事

1 事業名

庁舎維持管理事業

2 補正予算の理由・内容

本市では、本庁舎（昭和 60 年竣工）に係る劣化等調査（令和 4 年度）の結果を踏まえ、空調設備の老朽化対策を優先的に実施しています。

今回実施する空調設備の一部である冷却塔及び自動制御機器等更新工事（令和 5 年 12 月補正で設計の予算措置）については、令和 7 年度当初予算で計画していましたが、冷却塔が受注生産となるため製作に 6 か月程度かかること、本庁舎を使用しながらの工事となること及び冷却塔を使用していない時季に工事を進めなければならないことから、計画を前倒しして実施するために必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
工事請負費	冷却塔及び自動制御機器等更新工事一式	237,820 千円

4 補正予算額 237,820 千円

5 特記事項

【空調設備工事のスケジュール】

No	空調設備内訳	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
参 考	冷温水発生機オーバーホール	工事			
	冷却塔及び自動制御機器等設計	設計			
1	冷却塔及び自動制御機器等工事	■補正 ■契約 工事			

※工事の施工に期間を要するため、年度内に完成できないことから繰越明許費を設定します。

※今後、次の設備の改修工事を実施します。

改修設備
空調設備（中央監視システム）
照明設備（庁舎内 LED 化）※R7 工事（当初予算）
非構造部材改修（議場、ギャラリー天井改修等）※R7 工事（当初予算）
給排水設備（受水槽、給排水管、衛生設備）※R7 設計（当初予算）
屋上防水
消防設備
外壁改修及び外部建具
内装改修
外構改修



第12号議案 令和6年度加須市一般会計補正予算（第6号）

第14号議案 令和6年度加須市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

介護保険制度改正に伴うシステム改修

1 事業名

①介護保険一般管理事業（介護保険事業特別会計）

②介護保険事業特別会計繰出事業

2 補正予算の理由・内容

今般、令和6年（1月～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が80.9万円となり、80万円を超えることを踏まえ、社会保障審議会介護保険部会（令和6年12月23日開催）において、介護保険料の所得段階区分における年金収入等の基準額を80万円から80.9万円に見直すことが了承されたため、介護保険システムの改修に必要な経費を措置するとともに、その財源として一般会計繰出金（法定外分）も併せて増額します。

（令和7年4月施行予定）

所得区分	対 象	
	変更前	変更後
第1段階	① 生活保護被保護者 ② 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ③ 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下	① 生活保護被保護者 ② 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ③ 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が80.9万円以下
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が80.9万円超
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円以下	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80.9万円以下
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円超	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80.9万円超

3 補正予算の積算

	当初予算額	システム改修費用	補正予算額
介護保険システム改修委託料	880 千円	6,490 千円	5,610 千円

4 補正予算額

①介護保険一般管理事業 5,610千円

〔特定財源〕国：3,245 千円

（基準額：厚生労働大臣が必要と認めた額×補助率1/2）

〔財 源〕一般会計繰入金：2,365 千円

②介護保険事業特別会計繰出事業 2,365千円

5 特記事項

基準額の見直しに伴い、所得段階区分が変更となる対象者 70 人



花崎児童館正面ホールの空調設備更新工事

1 事業名

子どもの居場所づくり事業

2 補正予算の理由・内容

花崎児童館正面ホールの空調設備は、平成15年の取り付けから20年が経過し、近年、設備の老朽化により不具合が発生しています。

花崎児童館は、市の「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」にもなっていることから、夏場における空調設備の不調を解消するため、空調設備の更新に必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
工事請負費	空調機、室外機及びダクトの新調	1,507千円

4 補正予算額 1,507千円

5 特記事項

【空調設備工事のスケジュール】

内容	令和 7 年		
	3 月	4 月	5 月
入札、契約	→		
工事		→	
稼働			●

工事を年度内に完了できない見込みのため、繰越明許費を設定します。



民間保育施設に対する 教育・保育給付費（委託費）の増額

1 事業名

- ① 民間保育所運営委託事業
- ② 民間認定こども園・幼稚園等給付費支給事業
- ③ 夜間保育所事業

2 補正予算の理由・内容

民間保育施設に対する教育・保育給付費（委託費）は、国が示す公定価格をもとに算出しています。公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については国家公務員の給与に準じて算定しています。

令和 6 年 人 事 院 勧 告 に 伴 う 国 家 公 務 員 の 給 与 の 改 定 内 容 を 反 映 し、公定価格が引上げられたため、必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

保育所に保育の経費として支払う施設型給付費

事業	当初予算額	決算見込額	補正予算額
①	1,776,293千円	2,013,544千円	237,251千円
②	502,042千円	638,977千円	136,935千円
③	51,581千円	55,414千円	3,833千円

4 補正予算額 378,019千円

〔特定財源〕 国： 189,010千円 施設型給付費負担金(1/2)
 県： 94,505千円 施設型給付費負担金(1/4)
 県： 17,528千円 教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金



民間保育所における保育支援者の配置、 ICT化に要する費用の助成

1 事業名

民間保育所助成事業

2 補正予算の理由・内容

国、県では民間保育所における保育士の負担を軽減し、職場環境を整備するため、保育支援者の配置に要する費用、ICT化の推進に要する費用に対して支援をしています。

これらの支援について、市内民間保育所から利用希望があったことから、国・県補助金を活用し、それらに要する費用の一部を助成します。

3 補正予算の積算

（1）保育体制強化事業による保育支援者の整備

対象園	補助基準額	助成額 (補正予算額)	負担割合
愛泉幼児園	保育支援者 月額 100 千円 (年額 1,200 千円) スポット支援員 月額 45 千円 (年額 540 千円)	1,740 千円	国 1/2 ※ 県 1/4 市 1/4
加須保育園		1,200 千円	
吉川保育園		1,200 千円	
合 計		4,140 千円	

※ 県による間接補助

（2）保育所等における ICT 化推進

○補助希望園 騎西桜が丘（負担額 37,180 円）

○補助対象経費 翻訳のための機器の導入

○補助基準額 1 箇所：上限 150,000 円（国 1/2、市 1/4、事業者 1/4）

補助対象経費総額	補助基準総額	補助金総額（補正予算額）
37,180 円	37,180 円	27,000 円

4 補正予算額 4,167千円

〔特定財源〕 県：3,105 千円 保育対策総合支援事業費補助金（保育体制強化事業）

国：18 千円 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等 ICT 化推進事業）



保育所の空調設備整備更新工事

1 事業名

公立保育所施設整備事業

2 補正予算の理由・内容

第一保育所の遊戯室の空調設備、わらべ保育園の乳児室及び談話室の空調設備、北川辺保育所の保育室、乳児室及びほふく室の空調設備は、設置からおよそ25年が経過しており、機器の老朽化に伴い不具合が発生しているため、機器の更新に必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

施設名	整備内容	整備諸室	台数	補正予算額
第一保育所	空調設備の更新	遊戯室 1室	2台	3,326千円
北川辺保育所	空調設備の更新	保育室 2室 乳児室・ほふく室 1室	4台	11,158千円
わらべ保育園	空調設備の更新	乳児室 3室、談話室 1室	5台	12,198千円

4 補正予算額 26,682千円

5 特記事項

【空調設備工事のスケジュール】

内容	令和7年			
	3月	4月	5月	6月
入札、契約	→			
工事		→		
稼働				●

工事の施工に期間を要するため、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



妊婦のための支援給付金給付に向けたシステム改修

1 事業名

出産・子育て応援事業

2 補正予算の理由・内容

本市では、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和 4 年 10 月閣議決定）を受けて、妊娠から出産・子育てまで一貫した支援として、出産・子育て応援事業として伴走型相談支援及び経済的支援（出産・子育て応援給付金）を実施（令和 5 年 4 月から）しています。

このたび、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）」（令和 6 年 6 月公布）において、これまで、国の実施要綱を根拠に実施していた伴走型相談支援及び経済的支援が、子ども・子育て支援法に位置付けされ、「妊婦のための支援給付金」が創設されました（令和 7 年 4 月施行）。

同支援給付金の給付にあたり、既存の健康管理システムで申請者情報の管理、支援金の給付手続きを行うためのシステム改修が必要となることから、国の補助金を活用し、改修に係る経費を措置するものです。

【新旧比較】

項目	現行制度	新制度（令和 7 年度から）
名称	出産・子育て応援給付金	妊婦のための支援給付
根拠	予算事業（実施要綱）	子ども・子育て支援法第 10 条の 2
給付対象者	妊婦及び養育者	妊婦
給付要件等	給付には面談が必須	給付に面談条件なし※

※必須条件ではなくなるが、内閣府令において面談の時期を定める予定

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
委託料	妊婦のための支援給付システム改修費用	2,000 千円

4 補正予算額 2,000 千円

〔特定財源〕 国：2,000 千円 妊婦のための支援給付費補助金（10/10）

5 特記事項

年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



予防接種健康被害救済制度に係る給付

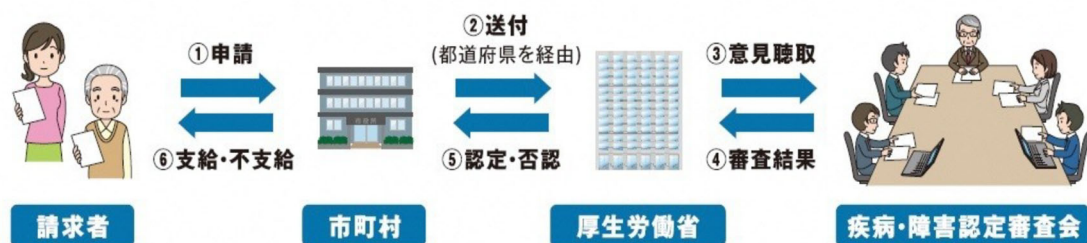
1 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種事業

2 補正予算の理由・内容

令和5年7月に新型コロナワクチンを接種し、その後亡くなった方の遺族から令和5年9月に市に対して予防接種健康被害救済制度死亡一時金の申請があり、令和6年3月に厚生労働省へ進達したところ、令和7年1月14日に予防接種法第15条第1項に基づき同申請内容で認定する旨の通知を厚生労働省から受理しましたので、国の負担金を活用し、令和6年度新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の交付に係る必要な経費を措置するものです。

○給付の手続きの流れ・決定



(※)救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

出典：厚生労働省 HP

○予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが不可避免的に生ずるものであるため、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済する制度。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定※したときは、国が費用を負担し、市から給付を行う。

※提出された資料をもとに、予防接種・感染症・法律などの専門家により構成される「疾病・障害認定審査会」で、因果関係を判断する審査が行われる。ただし、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするとの考え方にに基づき、因果関係を判断する。

4 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
負担金	予防接種健康被害給付金	45,300 千円

5 補正予算額 45,300千円

〔特定財源〕国：45,300 千円 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金



地域農業の担い手の育成・確保を推進

1 事業名

担い手育成支援事業

2 補正予算の理由・内容

国の補正予算事業（令和6年12月成立）である担い手確保・経営強化支援事業のうち担い手確保・経営強化支援対策について、市内の農業者から当該事業実施の要望があったため、県を通じて国に対し、要望調書を提出したところ令和7年1月27日に内報を受けました。

同事業は、国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする担い手が、融資を活用するなどして、必要な農業用機械・施設を導入することに対し支援を行うものであり、県を通して交付される国の補助金を交付するため、必要な経費を措置するものです。

交付対象者	融資を活用するなどして経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手であり、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、市町村が認める者 ※地域計画の策定が確実であると市町村が認める地域を含む
支援額等	個々の農業用機械・施設ごとに以下の①～③により算定した額のうち一番低い額 ①事業費×1/2 ②融資額（機械等の導入に当たって融資を受ける額） ③事業費-融資額-地方公共団体等による助成額 農業者ごとの補助金の上限額は、法人：3,000万円、法人以外の者：1,500万円

3 補正予算の積算

	支援予定者 （就農地）	整備内容	事業費	補助金額 （補正予算額）	融資額	自己資金
1	認定農業者 （加須地域）	コンバイン、田植機、アタッチメント（5種）	37,976,050円	17,260,000円	17,280,000円	3,436,050円

4 補正予算額 17,260千円

〔特定財源〕県：17,260千円 担い手確保・経営強化支援対策事業費補助金

5 特記事項

年度内に完了できないことから、繰越明許を設定します。



県営農地防災事業の推進

1 事業名

土地改良区管理用排水路整備支援事業

2 補正予算の理由・内容

現在、県が実施している次の県営農地防災事業について、早期完成を推進するため、県が国の交付金を活用し、追加の改修工事を実施するとともに、計画を前倒して改修工事に着手することから、市が地元負担分として事業費の一部を負担しているため、必要な経費を措置するものです。

①埼玉県北川辺領土地改良区の第一揚水機場の管水路（農業用パイプライン）敷設替

同管水路の石綿管敷設後、50 年が経過し、大地震発生時には、石綿管の破損により道水路や周辺農地での生産への甚大な影響が懸念されることから、農村地域防災減災事業の地区採択を受け(令和 6 年 4 月)、令和 6 年度から県営農地防災事業（農業用管水路等特別対策事業）により石綿を含有しない製品（VU・FRPM 管）へと敷設替を行う工事の設計を実施しています。

②稲荷木落排水路の改修工事

加須市大利根地域、久喜市栗橋地域の幹線排水路である稲荷木落排水路は、県営農地防災事業の地区採択を受け(平成 11 年 4 月)、三尺排水路・沼尻落排水路とともに、県営農地防災事業（湛水防除）稲荷木落地区事業計画で改修を行う水路に位置付けられており、低下した排水能力を回復し、湛水被害の防止を図る目的として、現在の改修工事を実施しています。

3 補正予算の積算

①北川辺地域

単位：円

費目・負担割合 (国・県・市・改良区)	費全体事業	国費	県費	市費 (加須市)	土地改良区
工事費 (50%・35%・10%・5%)	11,000,000	5,500,000	3,850,000	1,100,000	550,000
工事雑費 (0%・85%・10%・5%)	100,000	0	85,000	10,000	5,000
事務費 (0%・75%・10%・15%)	555,000	0	416,250	55,500	83,250
合計	11,655,000	5,500,000	4,351,250	1,165,500	638,250

②大利根地域

単位：円

費目・負担割合 (国・県・市)	全体事業費	国費	県費	市費 (加須市)	市費 (久喜市)
工事費 (50%・32%・18%)	116,000,000	58,000,000	37,120,000	16,854,336	4,025,664
工事雑費 (0%・82%・18%)	1,500,000	0	1,230,000	217,944	52,056
事務費 (0%・75%・25%)	5,875,000	0	4,406,250	1,185,575	283,175
合計	123,375,000	58,000,000	42,756,250	18,257,855	4,360,895

※市費については、県営湛水防除事業（稲荷木落地区）に係る負担割合協定書に基づき、加須市と久喜市の流域面積の割合で負担。（加須市：80.72%、久喜市：19.28%）

4 補正予算額 19,424千円

5 特記事項

事業完了までに一定期間を要し、年度内に完了ができないことから繰越明許を設定します。

①



②



[問合せ] 北川辺総合支所農政建設課 ☎0280-61-1206 (直通) ✉kitakawabe-knsetsu@city.kazo.lg.jp
大利根総合支所農政建設課 ☎0480-72-1321 (直通) ✉otone-knsetsu@city.kazo.lg.jp

土地開発基金で取得した道路拡幅用地の買い戻し

1 事業名

幹線道路新設改良事業

2 補正予算の理由・内容

志多見地内の市道 249 号線について、歩道設置などの道路改良工事を実施するために平成 28 年 4 月より関係権利者と用地交渉を行ってきました。

令和 5 年 11 月に権利者から了解をいただいたことから、令和 6 年 2 月に土地開発基金を活用し、土地売買に関する契約を締結しました。

令和 6 年 9 月に道路改良工事が完了したことから、土地開発基金で取得した当該用地を行政財産として使用するために一般会計で買い戻します。

○土地開発基金

加須市土地開発基金条例に基づき、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置されている基金

【該当用地】

加須市志多見 1464-3

【主な経緯】

H28.4 交渉開始

R 6.2 土地売買契約締結

R 6.6 土地引渡し完了

R 6.9 工事完了（供用開始）



[工事後の市道 249 号線]

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
土地購入費	用地取得 (A=62.06 m ²)	522 千円
補償金	工作物（ネットフェンス、スチール門扉など）	1,655 千円

4 補正予算額 2,177千円



小中学校の学級増加に伴う教室整備

1 事業名

- ①小学校施設整備事業
- ②中学校施設整備事業

2 補正予算の理由・内容

令和 6 年 12 月補正予算では、令和 7 年度の学校運営を円滑に進めるため、小学校 3 校の学級数の増加に伴う教室整備の予算を措置しました。

その後、12 月 10 日時点の調査により、2 校の小学校で通常学級の増加並びに 3 校の小学校及び 4 校の中学校で特別支援学級の増加が判明したため、教室整備に要する経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

①小学校

学校名	増加室数	主な整備内容	補正予算額
不動岡小学校	通常学級 1 室	備品購入	198 千円
水深小学校	特別支援学級 2 室	備品購入	210 千円
花崎北小学校	特別支援学級 1 室	備品購入	397 千円
大利根東小学校	通常学級 1 室 特別支援学級 1 室	備品購入	579 千円
合計			1,384 千円

②中学校

学校名	増加室数	主な整備内容	補正予算額
昭和中学校	特別支援学級 2 室	備品購入	351 千円
加須東中学校	特別支援学級 1 室	校内 LAN 整備・エアコン整備・備品購入	11,414 千円
騎西中学校	特別支援学級 2 室	備品購入	412 千円
大利根中学校	特別支援学級 1 室	校内 LAN 整備・エアコン整備・備品購入	7,315 千円
合計			19,492 千円

4 補正予算額 20,876 千円

- ①小学校施設整備事業 1,384 千円
- ②中学校施設整備事業 19,492 千円

5 特記事項

工事施工及び備品の納入に時間を要するため、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。

加須文化・学習センター中央監視システム更新

1 事業名

文化・学習センター管理運営事業

2 補正予算の理由・内容

加須文化・学習センターの空調は、館内 6 箇所（地下 1 階 1 箇所、1 階 4 箇所、2 階 1 箇所）の自動制御盤（CP）を中央監視室の中央監視システム※により一括で操作し、温度調節等を行っています。

令和 7 年 1 月に中央監視システムが故障し、現在はバックアップデータをもとに当該システムを復旧し運用しておりますが、起動時に複数回復旧動作を繰り返すなど、動作が安定していない状況が続いているため、中央監視システムの更新に必要な経費を措置するものです。

※中央監視システム

各自動制御盤（CP）のスイッチの切替、タイマー機能によるスイッチオフ、館内の温度を監視するほか、各部屋の温度の微調整を中央監視室でコントロールする設備

3 補正予算の積算

科 目	内 容	補正予算額
委託費	中央監視システム更新	18,700 千円

4 補正予算額 18,700 千円

5 特記事項

【スケジュール】

名 称	令和 6 年度	令和 7 年度
中央監視システム更新	■補正 ■契約	システム更新 ➡

更新施工に期間を要するため、年度内に完成できないことから繰越明許費を設定します。



中央監視システム



自動制御盤（CP）



「刑法」の一部改正に伴う規定の整備等 をするための関係条例の改正

1 改正の趣旨

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年6月17日公布・令和7年6月1日施行）による「刑法」の一部改正に伴い、同法に規定されている用語を引用している条例（※）について、規定の整備をするとともに、必要な経過措置を定めます。

（参考）「刑法」の一部改正の概要

- ・ 「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代わるものとして、「拘禁刑」を創設する。
（懲役…刑務作業の義務あり／禁錮…刑務作業の義務なし）
- ・ 拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとする。

（※）改正する条例

No.	題 名
1	加須市情報公開・個人情報保護審査会条例
2	加須市環境保全条例
3	加須市行政不服審査会条例
4	加須市個人情報の保護に関する法律施行条例
5	加須市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
6	加須市特別職職員の給与等に関する条例
7	加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例
8	加須市一般職職員の給与に関する条例
9	加須市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
10	加須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

2 主な改正内容

（1） 刑法の改正に伴う規定の整備

条例中に引用している法律の用語が改正されたため、当該引用箇所を改めます。

■用語の改正

現 行	改正後
懲 役	拘 禁 刑
禁 錮	

（2） 経過措置の規定

「罰則の適用等に関する経過措置」及び「人の資格に関する経過措置」を定めます。

3 施行期日

令和7年6月1日



令和 6 年人事院勧告等を踏まえた仕事と 育児・介護の両立支援を拡充するための条例改正

1 改正の趣旨

令和 6 年人事院勧告及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正（令和 6 年 5 月 31 日公布・令和 7 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、職員の仕事と育児・介護の両立支援を拡充するため、所要の改正をします。

2 主な改正内容

（１） 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

超過勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前の子（現行は 3 歳未満の子）に拡大します。

	現 行	改正後
子の範囲	3 歳未満	小学校就学前

（２） 子の看護休暇の見直し

子の看護休暇の対象となる子の範囲を小学校 3 年生までの子（現行は小学校就学前の子）に拡大するとともに、子の行事（入園・入学式、卒園式等）への参加や感染症に伴う学級閉鎖等による子の世話にも利用できるよう取得事由を拡大します。

	現 行	改正後
子の範囲	小学校就学前	小学校 3 年生まで
取得事由	・ 負傷、疾病にかかった子の世話 ・ 疾病の予防のための子の予防接種	・ 負傷、疾病にかかった子の世話 ・ 疾病の予防のための子の予防接種 ・ <u>子の行事への参加（入園・入学式、卒園式等）</u> ・ <u>感染症に伴う学級閉鎖等による子の世話</u>

※取得日数は、現行どおり年間 5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）まで

（３） 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

職員の介護離職を防止するため、次に掲げるとおり、仕事と介護の両立支援制度を強化します。

- ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度の個別の周知・意向確認
- イ 40 歳に達した職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供
- ウ 職場環境の整備（研修の開催、相談窓口の設置）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日



第 1 9 号議案	加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 2 0 号議案	加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
第 2 1 号議案	加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 2 2 号議案	加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年人事院勧告等を踏まえた 給与改定を行うための関係条例の改正

1 改正の趣旨

令和 6 年人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、市議会議員、特別職職員の期末手当並びに一般職職員、会計年度任用職員及び再任用職員の期末・勤勉手当の額を改定するとともに、一般職職員及び会計年度任用職員の給料月額等を改定します。

2 主な改正内容

(1) 令和 6 年度の期末・勤勉手当の支給割合の引上げ

	6 月期	12 月期	総支給割合
議員・特別職	期末 2.25 月 (支給済)	期末 2.35 月 (+0.1 月)	期末 4.60 月 (+0.1 月)
一般職	期末 1.225 月 (支給済)	期末 1.275 月 (+0.05 月)	期末 2.50 月 (+0.05 月)
会計年度任用職員	勤勉 1.025 月 (支給済)	勤勉 1.075 月 (+0.05 月)	勤勉 2.10 月 (+0.05 月)
再任用職員	期末 0.6875 月 (支給済)	期末 0.7125 月 (+0.025 月)	期末 1.40 月 (+0.025 月)
	勤勉 0.4875 月 (支給済)	勤勉 0.5125 月 (+0.025 月)	勤勉 1.00 月 (+0.025 月)

(2) 令和 7 年度以降の期末・勤勉手当の年間の総支給割合を 6 月期・12 月期に均等に配分

(3) 給料表の改定

ア 初任給、若年層等の給料月額引上げ

■一般職職員の給料月額 (例)

	現 行	改正後	改定率	備考
18 歳(高卒初任給)	170,900 円	194,500 円(+23,600 円)	13.80%	若年層に特に重点を置きつつ、おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に引上げ改定
22 歳(大卒初任給)	202,400 円	225,600 円(+23,200 円)	11.46%	
50 歳(課長級)	404,400 円	409,000 円(+4,600 円)	1.13%	

■会計年度任用職員における一般事務補助員の給料月額 (時給換算)

現 行	改正後	(参考)県最低賃金
1,113 円/1 時間	1,272 円(+159 円)/1 時間	1,078 円/1 時間(R6.10.1 時点)

イ 職責を重視した給料体系への見直し

■昇格時の給料月額 (5 級 9 号給(主幹級)から 6 級 1 号給(課長級)に昇格した場合の例)

現 行	改正後	備考
321,300 円 ➔ 335,000 円 (+13,700 円)	321,300 円 ➔ 355,200 円 (+33,900 円)	職務の級間の水準の重なりを解消し、昇格時の給料上昇幅を拡大

(4) その他諸手当の見直し (主なもの)

項目	現 行	改正後
扶養手当	子: 10,000 円 配偶者: 6,500 円	子: (R7) 11,500 円 ➔ (R8) 13,000 円 配偶者: (R7) 3,000 円 ➔ (R8) 0 円
通勤手当	月額上限 55,000 円	月額上限 150,000 円

3 施行期日

上記 2 (1) 及び (3) アの内容 : 公布の日(令和 6 年 4 月 1 日又は 12 月 1 日に遡及適用)

上記 2 (2)、(3) イ及び (4) の内容 : 令和 7 年 4 月 1 日



保険税率を見直すための条例改正

1 改正の趣旨

令和 9 年度の県内市町村の保険税水準の準統一及び赤字削減・解消という埼玉県の方針を踏まえながら、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）の均等割額を改めるとともに、「地方税法施行令」の一部改正（令和 6 年 3 月 30 日公布・同年 4 月 1 日施行）に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を改めます。

2 主な改正内容

基礎課税額（医療給付費分）の均等割額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を次のように改めます。

区 分		現 行	改正後	差 額
基礎課税額 （医療給付費分）	所得割率	7.5%	7.5%	-
	均等割額	<u>32,700 円</u>	<u>40,700 円</u>	+ 8,000 円
	限 度 額	65 万円	65 万円	-
後期高齢者支援金 等課税額	所得割率	2.3%	2.3%	-
	均等割額	10,500 円	10,500 円	-
	限 度 額	<u>22 万円</u>	<u>24 万円</u>	+ 2 万円
介護納付金課税額	所得割率	2.4%	2.4%	-
	均等割額	11,000 円	11,000 円	-
	限 度 額	17 万円	17 万円	-
合 計	所得割率	12.2%	12.2%	-
	均等割額	<u>54,200 円</u>	<u>62,200 円</u>	+ 8,000 円
	限 度 額	<u>104 万円</u>	<u>106 万円</u>	+ 2 万円

※前年中の所得が一定額以下の世帯は、世帯加入者の所得に応じて、保険税のうち均等割額が 7 割、5 割又は 2 割軽減される制度があります。また、未就学児の均等割額については、7 割、5 割又は 2 割軽減後の額の 1/2 の額になります。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日



建築確認申請に係る省エネ基準の適合義務化等に伴う手数料の新設及び改定をするための条例改正

1 改正の趣旨

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「建築基準法」の改正に伴い、新築住宅における省エネ基準の適合義務化、限定特定行政庁である本市において所管する建築物の規模の見直し、建築確認申請における構造規定等の審査省略制度の見直し等に係る部分が令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、新たに一戸建ての住宅の省エネ基準適合性判定に係る手数料を新設するとともに、構造規定等の審査時間の増加による建築確認申請等に係る手数料を改定します。

(1) 新築住宅の省エネ基準適合義務

住宅の規模	現 行	改正後
床面積 300 ㎡以上	届出義務	適合義務
床面積 300 ㎡未満	説明義務	

(2) 限定特定行政庁の所管規模・構造規定等の審査省略制度の見直し (木造の一戸建て住宅の場合)

	現 行	改正後	
種別(通称)※	4 号	新 2 号	新 3 号
建築物の規模	2 階以下かつ 500 ㎡以下	2 階以下かつ 300 ㎡以下	1 階以下かつ 200 ㎡以下
審査省略制度	審査不要	審査必要	審査不要

※4 号、新 2・3 号は建築基準法第 6 条第 1 項に基づく建築物の区分

【参考】令和 5 年度の建築確認申請等の実績

	建築確認申請	完了検査申請
加須市(限定特定行政庁)	14 件(約 2%)	5 件(約 1%)
指定確認検査機関(民間)	606 件(約 98%)	601 件(約 99%)

2 主な改正内容

省エネ基準適合性判定に係る手数料を新設するとともに、建築確認申請等に係る手数料を改定します。

(木造の一戸建て住宅(新 2 号: 2 階建て床面積 120 ㎡)を新築する場合)

手数料の項目	現 行	改正後
省エネ基準適合性判定手数料	—	20,000 円
確認申請手数料	24,000 円	34,000 円
完了検査手数料	24,000 円	34,000 円
完了検査手数料(省エネ基準適合性検査)	—	6,000 円
合 計	48,000 円	94,000 円

※県内行政庁の手数料の額は、全て県の手数料の額と同額予定

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日



第 2 5 号議案 加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

「栄養士法」の改正による内閣府が定める基準の 改正に伴い所要の改正をするための条例改正

1 改正の趣旨

「栄養士法」の一部改正（令和 6 年 6 月 19 日公布・令和 7 年 4 月 1 日施行）により、内閣府が定めている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「基準府令」という。）が一部改正（令和 6 年 11 月 29 日公布・令和 7 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、基準府令に準拠している条例について、基準府令と同様に所要の改正をします。

（参考）「栄養士法」の一部改正の概要

■管理栄養士国家試験の受験資格（管理栄養士養成施設卒業者の場合）

現 行	改正後
栄養士免許の取得が <u>必要</u>	栄養士免許の取得は <u>不要</u>

<家庭的保育事業等とは>

児童福祉法第 24 条第 2 項に規定されている「家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業」のことで、加須市内に該当施設はありません。

2 主な改正内容

利用乳幼児に食事を提供するときは、原則、家庭的保育事業所等内で調理する方法でなければならないところ、その特例として、一定の要件を満たせば、当該事業所以外の施設で調理し、搬入することができます。

この特例の要件のうち、「栄養士」により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制が整っていることを要件とするものについて、「管理栄養士」を当該指導ができる者に加えます。

■献立等について栄養の観点からの指導ができる者

現 行	改正後
① 栄養士 〔追加〕	① 栄養士 ② 管理栄養士

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日



公立幼稚園の長期休業日に預かり保育を開始する ことに伴い保育料を定めるための条例改正

1 改正の趣旨

令和 6 年 6 月に公立幼稚園在園児の保護者にアンケートを実施したところ、夏休み等の長期休業日に預かり保育を希望する保護者の割合が 70%でした。

保育ニーズに応え、公立幼稚園の魅力を高めるため、令和 7 年度の夏休みから 1 園で試行的に長期休業日の預かり保育を開始することに伴い、当該期間の預かり保育料を定めます。

また、預かり保育料及び延長保育料を減免の対象に加えます。

2 主な改正内容

(1) 長期休業日の預かり保育料

長期休業日預かり保育料を次のとおり定めます。

■長期休業日預かり保育料

区 分	預かり保育料
午前 8 時 30 分から正午まで	日額 350 円
午前 8 時 30 分から午後 3 時まで	日額 650 円
午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	日額 800 円

「長期休業日」とは、春季（4/1～4/8）、夏季（7/21～8/31）、冬季（12/25～1/7）及び学年末（3/23～3/31）の休業日をいいます。

(2) 減免対象の見直し

減額又は免除をすることができる保育料の対象に、預かり保育料及び延長保育料を加えます。

■減免の対象

区 分	現 行	改正後
保育所保育料	○ 対 象	○ 対 象
預かり保育料	× 対象外	○ 対 象
延長保育料	× 対象外	○ 対 象

3 施行期日

上記² (1) の内容：令和 7 年 7 月 21 日

上記² (2) の内容：令和 7 年 4 月 1 日



第 2 7 号議案 加須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分の追加と支給額の拡充をするための条例改正

1 改正の趣旨

消防団員の処遇改善を図るため、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」が一部改正（令和 6 年 12 月 27 日公布・令和 7 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、退職報償金の勤務年数区分を追加し、退職報償金を拡充します。

（参考）「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」の一部改正の概要

■消防団員等公務災害補償等共済基金等が市に支払う退職報償金の勤務年数区分

現 行	改正後
① 5 年以上 10 年未満	① 5 年以上 10 年未満
② 10 年以上 15 年未満	② 10 年以上 15 年未満
③ 15 年以上 20 年未満	③ 15 年以上 20 年未満
④ 20 年以上 25 年未満	④ 20 年以上 25 年未満
⑤ 25 年以上 30 年未満	⑤ 25 年以上 30 年未満
⑥ <u>30 年以上</u>	⑥ <u>30 年以上 35 年未満</u>
〔追加〕	⑦ <u>35 年以上</u>

2 主な改正内容

消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分について、新たに「35 年以上」の区分を追加し、当該区分に係る退職報償金を拡充します。

（単位：円）

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 <u>35 年未満</u>	<u>35 年以上</u>
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

※ 5 年以上 35 年未満の区分における退職報償金の額に変更はありません。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

